

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成28年度概算決定額 125,000（182,263）千円】

対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、機構が徴収（徴収制度：25年元利均等半年賦払）する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林総合研究所において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

政策目標

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林総合研究所における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置

2. 徴収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

<交付率>

定額

<交付先>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成20年度～

[担当課：林野庁整備課]